

伊勢原市審議会等の在り方に関する基本方針

市政の透明性の向上、広範な市民の市政への参画の推進、審議会等の活性化を図り、市民との協働によるまちづくりをめざすため、審議会等の在り方について次のとおり基本方針を定める。

1 対象とする審議会等

この方針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき伊勢原市附属機関に関する条例(昭和41年伊勢原市条例第5号)で規定する附属機関及びこれに準ずるもの(市の事務事業について紛争処理、審査、諮問、調査等を行うため、要綱等により市長その他の執行機関に設置された審議会、協議会、委員会等をいう。ただし、要綱等により設置されたものであっても普及・啓発・連絡・調整に係るもの、実行委員会形式のもの、職員のみを構成員とするもの等は含まない。)とする。

2 審議会等の設置及び廃止

審議会等の設置及び廃止については、次によるものとする。

- (1) 社会情勢の変化等により、設置の必要性が低下し、或いは形骸化した審議会等は廃止するものとする。また、開催回数が著しく少ない審議会等については、随時の設置を検討する。
- (2) 審議会等を設置する場合には、設置目的の類似する審議会等の設置を防ぐため、十分検討の上行うものとし、また、所掌事務をできるだけ広範囲のものとし、必要に応じ、部会等を設置して運営できるものは、既設の審議会等を活用する。

3 開かれた市政の推進

審議会等にあっては、次の事項に留意し、開かれた市政の推進を図る。

- (1) 会議の公開
原則として、会議は公開するものとする。
- (2) 委員の公募制の導入
審議会等の設置目的、性格等を十分勘案した上で、委員の公募制の導入に努めるものとする。

4 委員の構成等

審議会等の委員の選任に当たっては、次の事項に留意して人選に努め、所要の措置を講ずる。

- (1) 委員の数の制限
原則として、20人以下とする。
- (2) 委員の再任の制限
委員を再任する場合は、原則として、その在任期間が引き続き10年を超えないものとする。
ただし、市の特別職及び専門的な知識、経験等を有するものが余人に代え難い場合など特別な事情がある場合は、この限りでない。
- (3) 委員の構成比
市は、市が設置する審議会等の委員の委嘱を行うときは、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の10分の4未満とならないように努めなければならない。
- (4) 複数の審議会等に同一人を選任する場合の制限
原則として、審議会等の兼職数は、3審議会等以内とする。
- (5) 議員及び市職員の扱い
法令、条例等に特別の定めがある場合を除き、原則として、議員及び一般職の市職員は審議会等の委員としない。

附 則

- 1 この方針は、平成17年8月1日から施行する。
- 2 この方針中、委員の構成等については、審議会等の委員の次期改選時から適用する。